

【 申請手続きについて（生活水の確保事業は除く） 】

1. 申請書の提出
必要書類を添えて、各担当課か支所に提出してください。
(申請書類は、各担当課か支所、市のホームページなどで入手できます)
2. 交付の決定
申請内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、申請者に通知します。
(注) 交付の決定前に着手(発注や購入含む)したものは、補助の対象となりませんのでご注意ください。
3. 事業の実施
交付決定通知を受けた申請者は、事業を開始してください。
4. 実績報告書の提出
事業終了後、実績報告書を各担当課か支所に提出してください。
実績報告書の内容を審査し、交付確定額を申請者に通知します。
5. 補助金の請求・交付
通知を受けた申請者は、請求書を提出してください。
請求書の提出を受け、補助金を交付します。

【 生活水の確保事業の申請手続きについて 】

シルバー人材センターに依頼する場合

1. 依頼
シルバー人材センターに依頼してください。
2. 事業の実施
3. 申請書の提出
シルバー人材センターから申請書類が地方創生推進課に提出されます。
4. 補助要件の審査
補助要件に該当するか否かを審査します。
5. 作業費用の請求・支払
【補助要件に該当する場合】
シルバー人材センターから請求額の2分の1(上限5,000円)の請求がありますので、お支払いください。
【補助要件に該当しない場合】
シルバー人材センターから、全額の請求がありますので、お支払いください。

生活水確保登録員に依頼する場合 (東西祖谷地区のみ)

1. 依頼
支所に連絡し、生活水確保登録員に依頼してください。
2. 事業の実施
3. 作業料金の支払
生活水確保登録員に作業料金を支払い、領収書と補助金請求書を受け取ってください。
4. 申請書の提出
申請書類に領収書と補助金請求書を添えて、地方創生推進課に提出してください。
5. 補助要件の審査
補助要件に該当するか否かを審査し、申請者に通知します。
6. 補助金の請求・交付
【補助要件に該当する場合】
請求額(上限5,000円)を交付します。



三好市集落支援包括事業

～ 地域の暮らしを支援します ～

(令和5年4月3日改訂版)

1 食料品や日用品等の移動販売に関する事業

市内の買い物が困難な地域において行っている食料品や日用品などの移動販売にかかる事業費の一部や移動販売に使用する車両を新たに購入する費用の一部を補助します。

対象経費	補助対象者	補助金額
移動販売事業 運 営 費	市内の買い物が困難な地域において移動販売事業を行い、地域の見守り活動 ^{注)} が行える方	車両総重量区分ごとに定める基準額 【基準額(抜粋)】 1.0tまで 15,000円 2.0tまで 20,000円 2.5tまで 45,000円 3.0tまで 50,000円 4.0tまで 60,000円 5.0tまで 70,000円
	上記の地域のうち、自店舗から片道20km以上離れた地域で移動販売事業を行う方	・1回あたりの補助額 20～30km未満: 4,400円 30km以上 : 5,500円 同一週につき2回(年104回)を上限
車両購入費用	新たに車両を購入し、5年以上継続して移動販売事業及び地域の見守り活動 ^{注)} が行える方	車両購入費用(消費税を除く)の2分の1(上限200万円)

注) 地域の見守り活動とは、道路の状況や高齢者宅に郵便物や新聞がたまっているなど、地域内の異変に気づいた場合には、市役所及び関係機関等に連絡していただく活動です。

お問い合わせ先 地方創生推進課 (電話 0883-72-7607)

2 有害鳥獣対策に関する事業

市内の農地(農作物を作付けしている田畑)に有害鳥獣の侵入防護柵を設置及び既設防護柵の修繕等を行う場合に、その費用の一部を補助します。

対象経費	補助対象者	補助金額
侵入防護柵の新設及び既設防護柵の修繕等にかかる費用 ^{注)}	自治会等	対象経費の2分の1以内

注) この事業は、集落単位で行うのが効果的であるため、原則として、自治会等の集落単位で行っていただきます。ただし、近隣に希望する方がいない場合は、1戸からでも補助対象となります。

お問い合わせ先 農林政策課 (電話 0883-72-7617)

3 道路等の維持管理に関する事業

小規模道路(私道)整備事業

公道から住家までの私道の開設・改良・舗装にかかる費用の一部を補助します。

対象経費	補助対象者	補助金額	実施基準等
私道の開設・改良・舗装にかかる費用 ^{注1)}	個人	施工費用の2分の1以内 (上限 ^{注2)} あり)	対象は、幅員2.0m以上(拡幅後2.0m以上となるものを含む)、施工延長200m以内の私道 【事業例】 ・人しか通ることのできない道を拡幅 ・未舗装の私道の舗装工事 ・住家から公道までの私道を開設

注1) 工事は申請者(私道所有者等)が施主として施工し、工事完了後の維持・管理も申請者(私道所有者等)が行います。

注2) 補助額の上限は工種及び工事地区によって異なります。

お問い合わせ先 工務課 (電話 0883-72-7623)

4 自治会等が設置・管理している集会所等の修繕・新築

自治会等が設置・管理している集会所等を修繕または新築する場合に、工事費用の一部を補助します。

対象経費	補助対象者	補助金額	対象経費等
修繕	自治会等	工事費用の3分の2以内 (上限200万円) エアコンの新設・更新 (設置工事含む)にかかる費用の3分の2以内 (上限50万円)	【対象となる経費】 ・集会施設の建屋本体部分(屋根・床・壁・柱・基礎)の修繕・新築 ・便所の改修 ・バリアフリー化 ・エアコンの新設・更新(設置工事含む)、など 【対象とならない経費】 ・集会施設の備品や設備の整備(カーテン・ふすまや障子の張替え等) ・建屋以外(側溝・駐車場の舗装等)の修繕 ・事業費が10万円以下の場合、など
新築		工事費用の2分の1以内 (上限500万円)	

お問い合わせ先 管財課 (電話 0883-72-7635)

市道・農林道等の除草作業

自治会等で行っている市道・農林道等の除草作業にかかる費用の一部を補助します。
なお、申請書の受付は原則として8月末日までとします。それ以降の申請は受付できませんので、年2回の実施を予定している場合は、ご注意ください。

対象経費	補助対象者	補助金額	実施基準等
市が管理する市道・農林道等の除草作業にかかる費用	自治会等	1mあたり15円 (同一路線は年2回まで)	・市が管理する市道・農林道等が対象 ・1軒への取り合い道路や軒並み家屋が密集している地域は対象外 ・除草幅は、道路の両肩で1m以上 ・除草作業には、側溝の落ち葉等の除去、枝払い、集草、廃棄処分までを含みます

お問い合わせ先 管理課 (電話 0883-72-7681)

5 生活用水の確保に関する事業

シルバー人材センター、生活用水確保登録員(東西祖谷地区に限る)に依頼し、水源地の清掃や簡単な修繕をするためにかかった人件費の一部を補助します。

対象経費	補助対象者	補助金額
水源地などの維持管理にかかる人件費	市の給水区域外 ^{注)} の個人及び団体	・水源地の清掃や簡単な修繕にかかる人件費の2分の1 ・1回あたりの上限額は5,000円 ・1世帯(複数戸で利用している場合も1世帯とみなします)につき年12回まで利用できます

注) 給水区域外とは、上水道、簡易水道等の水道施設がない区域のことです。

※この事業を活用する場合は、シルバー人材センターにて申請・手続きをしてください。

※東西祖谷地区にお住まいの方で、生活用水確保登録員に依頼する場合は、支所にて申請・手続きをしてください。

※パイプ等の材料費は個人負担となります。

お問い合わせ先 地方創生推進課 (電話 0883-72-7607)